

広域連携等バイオマス利活用推進事業(継続)

1. 趣 旨

- (1)地球温暖化、廃棄物処理等の環境問題解決に向けて、バイオマスの利活用の推進は喫緊の課題となっている。
- (2)食品廃棄物の利活用率は低く、その多くを発生させている広域的な事業を展開する食品事業者等による利活用の推進が必要であることから、食品事業者等が都道府県界を越えて行う広域的な食品廃棄物等バイオマス利活用の仕組みについて、全国的な視点から国が直接交付による支援を行い、広域的なバイオマス利活用システムの構築等を図っている。
- (3)一方、地域における農業資材、食器やゴミ袋等バイオマスプラスチック製品の導入等を推進するための取組を支援し、バイオマスプラスチックの利活用を推進してきたが、更なる普及促進やリサイクルの仕組みの定着による循環型社会の実現、及び輸入に頼らないバイオマスプラスチックの供給体制の整備が必要とされている。
- (4)このため、バイオマスプラスチックの購入・啓蒙普及活動やリサイクル実証試験等への助成を導入することにより、バイオマスプラスチックの普及促進及びリサイクルシステムを定着させ、バイオマスの利活用システムの構築や農村振興を図る。

2. 事業内容

食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマスの効果的、効率的な利活用推進の取組への支援に加え、バイオマスプラスチックの普及促進、バイオマスプラスチックのリサイクルシステムや国産原材料由来のバイオマスプラスチックを定着させる以下の取組への支援。

(1) 広域バイオマス利活用推進 (食品廃棄物等バイオマスの利活用推進)

- ①関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築
- ②バイオマス利活用マニュアルの策定
- ③バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
- ④バイオマスの変換技術・利用促進支援

(2) バイオマスプラスチックリサイクル推進

- ①バイオマスプラスチック購入
- ②バイオマスプラスチックの啓蒙普及
- ③バイオマスプラスチックのリサイクル実証試験・実証委員会の開催
- ④その他本取組の推進に必要な事項

3. 事業実施主体等

(1) 広域バイオマス利活用推進 (食品廃棄物等バイオマスの利活用推進)

- ①事業実施主体：消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者（公募）
- ②採 択 要 件：発生箇所と利用箇所又は複数の発生箇所が都道府県をまたがっていること、現況に比べバイオマスの利用量かつ利用率が向上すること、等
- ③補 助 率：1/2以内
- ④事業実施期間：平成18年度～平成22年度

(2) バイオマスプラスチックリサイクル推進

- ①事業実施主体：NPO法人、農林漁業者の団体、消費生活協同組合、事業協同組合、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、国産原材料由来のバイオマスプラスチックの事業者、食器等のリサイクルを実施する事業者（公募）
- ②採 択 要 件：将来ともにバイオマスプラスチック製品の導入及びリサイクルへの取組が継続されると見込まれること 等
- ③補 助 率：1/2以内（※食品事業者、食品廃棄物・食器等のリサイクルを実施する事業者においては、掛り増し経費の1/2以内）
- ④事業実施期間：平成19年度～平成22年度

4. 平成21年度概算額(平成20年度予算額)

188,620千円(221,000千円)

【担当課(室):農村振興局 中山間地域振興課 地域資源循環室】
【担当課(室):農村振興局 農村整備官】

